

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500118号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500060号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年12月6日から平成8年12月24日に訂正し、請求期間①のうち、請求者のA社における昭和59年10月1日から平成5年8月1日までの期間及び平成6年8月1日から平成8年12月24日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和59年10月から平成5年7月までの期間及び平成6年8月から平成8年11月までの期間の標準報酬月額については、昭和59年10月から昭和60年6月までを6万円から18万円とし、昭和60年7月から同年9月までを6万円から20万円とし、昭和60年10月から平成元年11月までを6万8,000円から20万円とし、平成元年12月から平成5年7月まで及び平成6年8月から同年10月までを8万円から20万円とし、平成6年11月から平成7年7月までを9万2,000円から20万円とし、平成7年8月から平成8年11月までを9万2,000円から34万円とする。

昭和59年10月から平成5年7月までの期間及び平成6年8月から平成8年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求者のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年12月24日から平成9年1月1日に訂正し、平成8年12月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成8年12月24日から平成9年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年10月1日から平成9年1月1日まで
② 平成10年6月1日から平成13年7月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している上、請求期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が相違している。請求期間①及び②について標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間①の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和59年10月1日から平成5年8月1日までの期間及び平成6年8

月1日から平成8年12月6日までの期間については、A社に係るオンライン記録において、請求者の標準報酬月額は、当初、昭和59年10月から昭和60年6月までは18万円、昭和60年7月から平成5年7月までは20万円、平成6年8月から平成7年7月までは20万円、平成7年8月から平成8年11月までは34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月6日。以下「全喪日」という。）の後の平成8年12月24日付けで、遡って昭和59年10月から昭和60年9月までは6万円、昭和60年10月から平成元年11月までは6万8,000円、平成元年12月から平成6年10月までは8万円、平成6年11月から平成8年11月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、全喪日まで在籍していた事業主及び従業員4人（請求者を除く。）も、平成8年12月24日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、平成8年当時、同社が経営状況の悪化により社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所（当時）から社会保険を脱退すること及び滞納社会保険料をなくすために従業員の標準報酬月額を遡って減額することを強く指導され、届出書類に代表者印を押して提出した旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和59年10月1日から昭和60年7月1日までは18万円、昭和60年7月1日から平成5年8月1日まで及び平成6年8月1日から平成7年8月1日までは20万円、平成7年8月1日から平成8年12月6日までは34万円に訂正することが必要である。

請求期間①のうち、平成8年12月6日から平成9年1月1日までの期間については、A社に係る商業登記簿謄本から、同社は当該期間において法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間①のうち、平成8年12月6日から同年12月24日までの期間については、オンライン記録から、A社の全喪後の平成8年12月24日付けで、請求者の標準報酬月額を遡及減額訂正したのと同時に資格喪失日を遡及処理したことが確認できることから、請求者の資格喪失日を平成8年12月6日とする遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、請求期間①のうち、平成8年12月24日から平成9年1月1日までの期間については、事業主が、当該期間において請求者が継続して勤務をしていたこと及び標準報酬月額の減額前の給与を支給し、給与支給額に見合う保険料を控除していたことを陳述しているところ、請求者と同様に当該期間において厚生年金保険の加入記録がない従業員が保有する給与明細票において給与が支給され厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成8年12月6日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由はない上、請求期間①のうち、平成8年12月24日から平成9年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成8年12月の標準報酬月額については、平成8年11月の厚生年金保険の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年12月24日から平成9年1月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届については、社会保険事務所に対し事実即した届出を行っていないことを

認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年12月分に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成5年8月1日から平成6年8月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成5年8月の随時改定は平成5年8月30日に処理されており、上述の平成8年12月24日付けの標準報酬月額の減額訂正は行われていないことから、訂正の必要は認められない。

2 請求期間②については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、当該期間当時の賃金台帳等の保険料控除資料が残っていない旨陳述していることから、請求者の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、当該期間に被保険者記録が確認できる被保険者に照会したものの回答が得られず、請求者も給与明細書等の保険料控除資料を保有していないことから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500119号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500061号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年12月6日から平成8年12月24日に訂正し、請求期間①のうち、請求者のA社における昭和59年10月1日から平成5年10月1日までの期間及び平成6年8月1日から平成8年12月24日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和59年10月から平成5年9月までの期間及び平成6年8月から平成8年11月までの期間の標準報酬月額については、昭和59年10月から昭和60年6月までを6万円から30万円とし、昭和60年7月から同年9月までを6万円から41万円とし、昭和60年10月から昭和61年6月までを6万8,000円から41万円とし、昭和61年7月から平成元年11月までを6万8,000円から47万円とし、平成元年12月から平成5年9月まで及び平成6年8月から同年10月までを8万円から50万円とし、平成6年11月から平成7年7月までを9万2,000円から50万円とし、平成7年8月から平成8年11月までを9万2,000円から59万円とする。

昭和59年10月から平成5年9月までの期間及び平成6年8月から平成8年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求者のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年12月24日から平成9年1月16日に訂正し、平成8年12月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

平成8年12月24日から平成9年1月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年10月1日から平成9年1月16日まで
② 平成10年6月1日から平成13年7月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している上、請求期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が相違している。請求期間①及び②について標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間①の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和59年10月1日から平成5年10月1日までの期間及び平成6年8月1日から平成8年12月6日までの期間については、A社に係るオンライン記録において、請求者の標準報酬月額は、当初、昭和59年10月から昭和60年6月までは30万円、昭和60年7月から昭和61年6月までは41万円、昭和61年7月から平成元年11月までは47万円、平成元年12月から平成5年9月まで及び平成6年8月から平成7年7月までは50万円、平成7年8月から平成8年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月6日。以下「全喪日」という。）の後の平成8年12月24日付けで、遡って昭和59年10月から昭和60年9月までは6万円、昭和60年10月から平成元年11月までは6万8,000円、平成元年12月から平成5年9月まで及び平成6年8月から同年10月までは8万円、平成6年11月から平成8年11月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、全喪日まで在籍していた事業主及び従業員4人（請求者を除く。）も、平成8年12月24日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、平成8年当時、同社が経営状況の悪化により社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所（当時）から社会保険を脱退すること及び滞納社会保険料をなくすために従業員の標準報酬月額を遡って減額することを強く指導され、届出書類に代表者印を押して提出した旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和59年10月1日から昭和60年7月1日までは30万円、昭和60年7月1日から昭和61年7月1日までは41万円、昭和61年7月1日から平成元年12月1日までは47万円、平成元年12月1日から平成5年10月1日まで及び平成6年8月1日から平成7年8月1日までは50万円、平成7年8月1日から平成8年12月6日までは59万円に訂正することが必要である。

請求期間①のうち、平成8年12月6日から平成9年1月16日までの期間については、A社に係る商業登記簿謄本から、同社は当該期間において法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間①のうち、平成8年12月6日から同年12月24日までの期間については、オンライン記録から、A社の全喪後の平成8年12月24日付けで、請求者の標準報酬月額を遡及減額訂正したのと同時に資格喪失日を遡及処理したことが確認できることから、請求者の資格喪失日を平成8年12月6日とする遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、請求期間①のうち、平成8年12月24日から平成9年1月16日までの期間については、事業主が、当該期間において請求者が継続して勤務をしていたこと及び標準報酬月額の減額前の給与を支給し、給与支給額に見合う保険料を控除していたことを陳述しているところ、請求者と同様に当該期間において厚生年金保険の加入記録がない従業員が保有する給与明細票において給与が支給され厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成8年12月6日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由はない上、請求期間①のうち、平成8年12月24日から平成9年1月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成8年12月の標準報酬月額については、平成8年11月の厚生年金保険の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年12月24日から平成9年1月16日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届については、社会保険事務所に対し事実即した届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年12月分に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成5年10月1日から平成6年8月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成5年10月の定時決定は平成5年8月30日に処理されており、上述の平成8年12月24日付けの標準報酬月額の減額訂正は行われていないことから、訂正の必要は認められない。

2 請求期間②については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、当該期間当時の賃金台帳等の保険料控除資料が残っていない旨陳述していることから、請求者の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、当該期間に被保険者記録が確認できる被保険者に照会したものの回答が得られず、請求者も給与明細書等の保険料控除資料を保有していないことから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500169号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500063号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和59年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

A社から、子会社のC社に移籍した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、A社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和59年6月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に資格を取得していることが確認できる10人のうち、複数の者は、自身も請求者も、請求期間は継続して勤務していた旨回答している。

また、雇用保険の加入記録及びA社の取締役の回答により、請求者が、請求期間において、同社の子会社であるC社に出向していたことが確認できる。

さらに、上記取締役は、C社は、A社が設立した子会社で、請求者に係る昭和59年4月1日の発令は出向という形式で社会保険は同社において継続していたが、雇用保険は労災に備えてC社に変更した旨、また、昭和59年5月の厚生年金保険の空白は、事務員の単純な手違いだと思う旨回答している。

加えて、A社の経理担当者は、請求者の請求期間に係る給与計算は、同社で行っていた旨、また、請求者に関して5月分の保険料だけを控除しないことは考えにくい旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和59年4月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答している。

しかしながら、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険及び厚生年金基金の記録における資格喪失年月日はいずれも昭和 59 年 5 月 31 日と記録されていることから、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が資格喪失日を同年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録したとも考え難い。

これらのことから、事業主から昭和 59 年 5 月 31 日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500034号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月1日から同年9月1日まで

A社が運営するB店(C百貨店D店地下2階)で、ホール及び調理の業務で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。昭和52年11月に正社員として雇用されてから昭和54年1月に退職するまで、異動や雇用形態の変更はなく継続して勤務していたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は死亡している上、同社が適用事業所でなくなった時の事業主は、請求者を記憶しておらず、請求期間に係る資料等はないと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、自身が勤務していたC百貨店D店内のB店において、自身より後まで勤務していた5人のうち、4人について氏名を記憶しているものの3人は所在が判明せず、残る一人は照会したものの回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和53年9月1日より前に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和54年1月21日より後に被保険者資格を喪失した者のうち、所在が判明した30人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち一人は、昭和51年から昭和56年まで上記店舗で勤務したとしているが、回答のあった10人全員が請求者を記憶していない。

加えて、昭和47年から平成4年までA社が経営する他の店舗で継続して勤務していたと陳述している同僚は、上記被保険者名簿によると、請求者と同様に、昭和52年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和53年1月1日に資格喪失した後、再度、同社で資格取得していることが確認できるところ、当該同僚から提出された同社の給与明細書において、厚生年金保険の加入記録がない期間に厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年4月1日から平成14年12月15日まで

A社にアルバイトとして勤務した請求期間の厚生年金保険の記録がない。同社は本来厚生年金保険に加入させるべきだったのに法律に違反して加入させなかった。したがって、自分は救済されるべきであり、請求期間の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社が発行した在職証明書及び同社の事業主の陳述により、請求者が請求期間において同社にアルバイトとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった旨陳述しているところ、請求者から提出された同社に係る平成13年10月分及び同年12月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。